

別表第 3

1. 事業を廃止した場合の返還額

事業の廃止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1 日以上 1 か月以下	交付を受けた補助金の全額
1 か月を超えて 2 か月以下	
2 か月を超えて 3 か月以下	

* 令和 7 年 3 月 3 1 日までに事業を廃止した場合、廃止の時期にかかわらず、交付した補助金の全額を返還することとする。

2. 事業を休止した場合の返還額

事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間	返還額
1 日以上 1 か月以下	交付要綱第 3 の定員数または車両台数 × 別表第 1 の基準額 × 1/12
1 か月を超えて 2 か月以下	交付要綱第 3 の定員数または車両台数 × 別表第 1 の基準額 × 2/12
2 か月を超えて 3 か月以下	交付要綱第 3 の定員数または車両台数 × 別表第 1 の基準額 × 3/12

* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

* この表の「事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間」については、交付申請時に「休止する予定の期間」として「障害福祉サービス事業を行わなかった期間」にカウントした期間は除く。

* 休止した月のカウント方法は別表第 2 と同じとし、ある月のうち 1 日でも休止した日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和 7 年 2 月 2 5 日から 3 月 2 0 日まで休止した場合、2 月と 3 月の 2 か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1 か月を超えて 2 か月以下」となり、返還額は「交付要綱第 3 の定員数または車両台数 × 別表第 1 の基準額 × 2/1 2」となる。

* 算出された額に 1 0 0 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。